

# なんたん

南丹市農業委員会だより

No. 6

平成20年1月号



## 昔なつかしい農機具…

農業委員会視察研修の報告	2～3
農業所得の申告について	4～9
青色申告をしましょう	10
農業委員会のうごき	11
農業者年金に加入しましょう	11
なんたんあっちこっち	12
編集後記	12

南丹市美山町の民家の軒先で見つけました。今はもう懐かしい農機具です。右から「唐箕（とうみ）」「足踏み式脱穀機」「田転がし」「牛水桶」です。今ではほとんど使われず、「骨董品」としての価値が高まっており、またイベントで使われることも見受けられますが、懐かしさを感じると同時に先人の創意と工夫には頭が下がる思いです。

先進地視察  
レポート

# 和牛放牧による獣害防止 ～ 福井県鯖江市の取り組みを視察～

南丹市農業委員会では、農業委員が率先して優良事例に学び、研鑽を深める中で、農家への指導、助言を進めることを目的として、11月29日・30日に、先進地視察研修を行いました。福井県鯖江市では「獣害防止対策」をテーマに研修。南丹市ではまだ行われていない、和牛の放牧による獣害防止事業の実証事例を視察しました。



## 鳥獣による被害 福井県内では後発地域

鯖江(さばえ)市は、福井県のほぼ中央部に位置し、北は福井市、南は越前市に接しています。

面積は八四・七五平方キロで、南丹市の約七分の一の大きさです。

人口は約六万七千五百人。眼鏡、漆器、繊維が三大地場産業で、めがねフレームの国内シェアは九六割にものぼり「めがねのまち」としてよく知られています。

地域のほとんどは平坦地であり、山地は東部および南西の一部のみとなっています。そのためか、鯖江市で獣害が目立ち始めたのはここ五・六年ぐらい。それもイノシシによる被害がほとんどで、まだそれほど深刻な状況にはなっておらず、その点では南丹市とは大きく状況は異なります。

南丹市では、「広報なんたん」平成十九年九月号でもお知らせの通り、イノシシにとどまらずシカ、カラスその他の多様な鳥獣被害が発生しており、平成十八年度の被害額は一億四千万円にも上っています。また、熊の出没は生命の危険さえも伴っています。

## 住民意識の高揚が不可欠

鯖江市は、鳥獣害は後発組とはいえ、無防備というわけにもいかず、平成十三年ごろから電気柵の設置が進め

られてきました。今では、総延長は三十キロを超えています。また、捕獲檻の設置も行われています。

しかし一方で、「こうしたハード対策、頼みでいいのか。市民レベルでできることはないのか」という声が上がっており、ハード整備以前に取り組むべき対策を模索することになりました。

そのひとつが、「イノシシのことを知る」ということです。

被害の出ている市東部地区「河和田地区」の区長会で「鳥獣による被害対策の基礎」の勉強会を実施、イノシシの生態系や被害の実態の把握を研究していくことになりました。

生態の勉強としては、イノシシの寿命や一度に生む子供の数、食生活、行動範囲等を勉強。また、被害の実態の把握に関しては、「鳥獣情報連絡票」を作り、市民から被害情報の提供を求めました。

こうして得られた知識や情報は「さばえいのしし新聞」としてまとめ、毎月二回のペースで発行されています。特に重要となったことは、市民レベルでの日常的な意識の持ち方でした。

その中で再認識されたのは「鳥獣害が発生する以前に、鳥獣に狙われる環境を作らない」ということでした。

生ゴミを田畑に投棄したり、果樹(カキ、クリ等)を放置することは餌付けをしていることと同じであるというこ

と。また、稲刈り後の二番穂をエサにされないために耕起すること。鳥獣のすみかとなる耕作放棄地を作らないことなどを認識し、市民自らも積極的に問題に取り組み、実践されています。

### 若狭牛放牧による

#### 「緩衝地帯」の設置

**市民意識の高揚と平行して取り組み** 市民意識の高揚と平行して取り組みられているのが、和牛(若狭牛)放牧による獣害防止対策です。

これは福井県の事業として取り組まれているもので、耕作放棄地や荒廃した里山・里地に和牛を放牧することにより、耕作放棄地の有効活用や里山の再生・維持を図ろうとするものです。

具体的には、山林と耕作中の農地の境界部分(里山の部分および耕作放棄されて山林・原野化している部分)を電気柵で囲い、一畝に二頭の割合で和牛を放牧し、草を食べさせることにより雑草の繁茂をなくそうとするものです。

もともと牛の放牧は、足腰の丈夫な牛に育てることや管理の省力化を目的として行われていました。これを、里山の再生・維持や鳥獣害対策にも生かそうとするのがこの取り組みです。

獣は、自分より体の大きい牛を警戒して近寄らない傾向がありますが、これにも増して、牛が里山・里地の草を食べることによりイノシシが好んで潜む茂みがなくなり(緩衝地帯)バツ

ファゾーンIIの設置)、田畑に近づきにくくなるという効果が派生するわけです。

鯖江市では、平成十九年度からの取り組みですが、県内外の先進例では、イノシシ、熊の出没が減少しているという報告があるようです。

なお、京都府下でも、舞鶴市、綾部市、京丹後市がこうした取り組みをされています。

鳥獣被害の状況が深刻である南丹市においては、鯖江市の取り組みがすぐ多様な鳥獣害防止対策の中で、新たな取り組みとして関心を寄せることは必要であると思われます。

**管理されていない放棄田がすぐそばにある!**

ここは俺の庭みたいなもの!

すぐに隠れる場所がある!

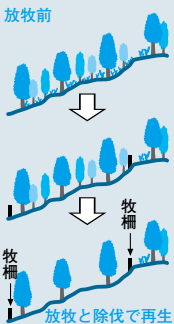
**管理された放棄田**

長い!

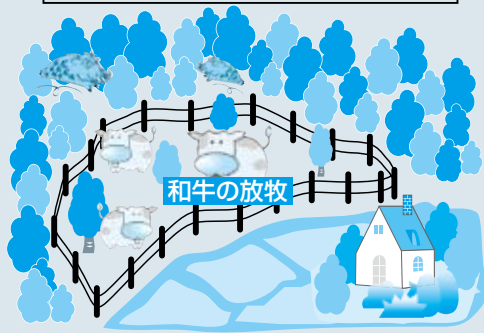
すぐに隠れることができない!

和牛を放牧することにより、イノシシの好きな繁みがなくなる。

#### 里山再生の概要



#### 里山再生のイメージ図



#### 視察研修を終えて



南丹市農業委員会  
農政部長

大沢 泰一

平成二十年は、皆様にとって希望に満ちた年となることを願っているところであります。

さて、農業情勢は深刻で、米価の低迷はもとより、有害鳥獣被害の増大などにより、農家の生産意欲は減退傾向にあり、ひいては遊休荒廃地の拡大につながりかねない状況です。南丹市農業委員会では、昨年十一月に「鳥獣害のない里づくり推進事業」を実施している福井県鯖江市にて視察研修を行いました。

県の取り組みとしては、電気柵や金網柵の技術実証、和牛放牧による野生動物の忌避効果の調査を行っています。

また鯖江市は、鳥獣対策協議会を立ち上げるとともに、市民からの鳥獣情報の提供を求め、これをもとに「さばえいのしし新聞」を発行し、鳥獣の動きや行動情報を発信されています。これらは住民と行政のすばらしい連携のなせる技であると思えます。

南丹市農業委員会においても、農家の皆様にできるだけ多くの情報を発信していく所存です。

今年も所得申告の時期となりました。昨年の申告（平成十八年産の申告）から、農業収入のある方は、実際の収入金額から必要経費を差し引く方法により農業所得金額を計算し、申告することになりました。

申告には収支内訳書の作成が必要です。収支内訳書の記入は、収入と経費それぞれを九ページのA表B表の科目ごとに仕分けし、その合計金額を各科目の記号番号欄に記入します。

本号では、農業所得の収支内訳書を作成する中で少しややこしいと思われるがちな『減価償却費』の計算方法について解説をします。

※本文は九ページに続きます。  
 ※五〜六ページの「収支内訳書」は、切り取ってそのままお使いください。



## 「減価償却費」の計算方法

◆ 減価償却費の計算は、取得年月日が平成19年3月31日以前と4月1日以降で異なります。以下、次の(1)、(2)のパターンに分けて説明します。

**(1) 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産**

取得価格 × 0.9 × 耐用年数に応じた定額法の償却率 × 使用月数 / 12ヵ月 × 事業専用割合

**(2) 平成19年4月1日以降に取得した減価償却資産**

取得価格 × 耐用年数に応じた定額法の償却率 × 使用月数 / 12ヵ月 × 事業専用割合 ※ ×0.9がありません

〈計算例〉◆(1)による例 平成18年5月に84万円で取得した軽トラック(定額法)

	A	B	C	D	E	F	G	H	I
年産	イ 取得価格	ロ 計算の基礎となる金額 A×0.9	耐用年数	ハ 定額法償却率	ニ 使用月数 /12	ト 年間の償却額 B×D×E	チ 事業専用割合	リ 必要経費算入額 F×G	又 未償却残高 (期末残高)
18年産申告	840,000	756,000	4	0.250	8/12	126,000	70	88,200	714,000
19年産申告	840,000	756,000	4	0.250	12/12	189,000	70	132,300	525,000

※ 18年産申告は、未償却残高(期末残高)を確認するための参考です。実際の申告では18年産申告を書く必要はありません。

〈計算例〉◆(2)による例 平成19年5月に84万円で取得した軽トラック(定額法)

	A	B	C	D	E	F	G	H	I
年産	イ 取得価格	ロ 計算の基礎となる金額	耐用年数	ハ 定額法償却率	ニ 使用月数 /12	ト 年間の償却額 B×D×E	チ 事業専用割合	リ 必要経費算入額 F×G	又 未償却残高 (期末残高)
19年産申告	840,000	840,000	4	0.250	8/12	140,000	70	98,000	700,000

A	購入金額です。領収書等で確認してください。消費税込金額です。
B	必要経費を計算する上での基礎となる数字です。◆(1)の例ではA欄×0.9で計算した金額を記入。◆(2)の例ではAと同じ金額を記入します。※平成19年4月1日以降購入分は、0.9を乗じません。
C	耐用年数は、減価償却資産の効用が持続する期間で、法律で個別に定められており、9ページのD表(耐用年数表)を参照して記入してください。
D	償却率は、1年間に必要経費に算入できる割合です。耐用年数により9ページのE表(償却率表)を参照して記入してください。◆(1)と(2)で耐用年数により償却率が異なることがありますので注意してください。
E	(1)の場合は「12」となります。 (2)の場合は、購入月以降の月数となります(購入月含む)。19年5月購入の場合は、5月から12月までの「8」となります。
F	年間の償却額です。(B×D×E)
G	農業に使用する割合を%で記入してください。使用時間や距離など客観的な基準で決定してください。
H	今年の必要経費に算入できる額です。
I	◆(1)の19年産申告の例では、18年産申告のI欄未償却残高から19年産申告のF欄年間の償却額を差し引いた額です。 ※ 前年未償却残高が不明なときは、次の算式により計算してください。 B欄計算の基礎となる金額×D欄償却率×前年末までの経過月数/12ヵ月=Z A欄取得価格-Z=前年未償却残高 ◆(1)の例では B 756,000×D 0.25×E 8/12=126,000      840,000-126,000=714,000 ←前年未償却残高 ◎714,000-F欄今年の年間の償却額189,000=I欄未償却残高525,000 ←本年未償却残高 【経過月数について 例:取得後1年3ヵ月経過していたら15ヵ月となります。】 ◆(2)は本年取得ですのでA欄取得価格からF欄年間の償却額を差し引いた額を記入します。

平成 19 年分収支内訳書 (農業所得用)

(あなたの本年分の農業所得の金額の計算内容をこの表に記入してください。)

提出用

ボールペンで書いてください。

住所	フリガナ氏名	業種名	農園名	電話番号	依頼税理士等	事務所所在地氏名(名称)	電話番号
----	--------	-----	-----	------	--------	--------------	------

平成 年 月 日 (自 年 月 日 至 年 月 日)

19 番号

○雇人費の内訳

氏名・住所又は作業名	日数	金物		合計	源泉徴収税額
		延日	現物		
その他(人分)				⑧	
計					

○小作料・賃借料の内訳

支払先の住所・氏名	小作料等の賃別	面積・数量	支払額
		a・kg	円

○事業専従者の氏名等

氏名	名(年齢)	続柄	従事月数
	( 歳)		
	( 歳)		
	( 歳)		
	( 歳)		
	( 歳)		
		延べ従事月数	

科目	目	金額	金額
収入金額	① 販売金額		
	② 家事消費費		
	③ 雑収入		
	④ 小計(①+②+③)		
	⑤ 農産物の高		
	⑥ 棚架期首		
	⑦ 計(④-⑤+⑥)		
	⑧ 雇人費		
	⑨ 小作料・賃借料		
	⑩ 減価償却費		
経費	⑪ 貸倒金		
	⑫ 利子割引料		
	⑬ 租税公課		
	⑭ 種苗費		
	⑮ 畜産費		
	⑯ 肥料費		
	⑰ 飼料費		
	⑱ 農具費		
	⑲ 農薬費		
	⑺ 衛生材料費		
⑺			

科目	目	金額	金額
経費	① 修繕費		
	② 動力光熱費		
	③ 作業用衣料費		
	④ 農業共済掛金		
	⑤ 荷造運賃手数料		
	⑥ 土地改良費		
	⑦ 雑費		
	⑧ 農産物の期首		
	⑨ 棚架期首		
	⑩ 経費から差し引く果樹牛馬等の育成費用		
⑪ 小計(⑧-⑩)			
⑫ 経費計(⑪+⑫)			
⑬ 専従者控除前の所得金額			
⑭ 所得金額(⑬-⑭)			
⑮ ⑯のうち、肉用牛について特別の適用を受ける金額			


○収入金額の明細

農産物等の種類品名等	作付面積 (飼育頭羽数)	農産物の棚卸高末		農産物の消費金額	家事業消費金額	販売金額	作付面積 (飼育頭羽数)	農産物の消費金額	家事業消費金額	販売金額	農産物の棚卸高末	
		数量	金額								数量	金額
田	a	kg	円	円	円	円	頭	kg	円	円	kg	円
畑												
④小計												

○減価償却費の計算

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積又は数量	取得(成熟)年月	取得金額	償却になる基礎金額	償却方法	耐用年数	償却率	本年の償却期間	④本年普通償却費 (③×④×⑤)	⑥特別償却費	⑦本年分の必要経費 (①+②+④)	⑧未償却残高 (期末残高)	摘要
		年 月	円	円		年		12	円	円	円	円	
		・						12					
		・						12					
		・						12					
		・						12					
		・						12					
計													

○果樹・牛馬等の育成費用の計算 (販売用の牛馬、受託した牛馬は除きます。)

果樹・牛馬等の名称	取得・生産・定植等の年月日	①前年の繰越額	②本年中の育苗・繁殖費		③本年中の果樹等から生じた収入金額	④本年に取得したものの取得価額	⑤翌年へ繰越す額 (①+②-③-④)	⑥、⑦、⑧の欄の金額の計算方法
			⑥本年中の肥料・農薬等の投下費用	⑦小計 (②+③)				
		円	円	円	円	円	円	
計								

◎本年中における特殊事情

収支内訳書（うら）記入例

収入の明細を書いてください。

- 「作物の種類」
- 「作付した面積」
- 「販売金額」
- 「家事消費金額」

という内訳を書いてください。

棚卸高は毎年同程度  
の数を翌年へ繰り越す  
場合には、省略しても  
けっこうです。

農業用の資産（10万円  
以上）の減価償却費を計  
算します。  
左から順に記入するこ  
とにより計算できます。

○ 定額法で平成19年3月  
31日以前に購入したもの  
⇒ 一般の償却資産は  
イ取得価額×0.9が  
ロの金額になります。

○ 定額法で平成19年4月  
1日以降に購入したもの  
⇒ 一般の償却資産は  
イ取得金額がロの金  
額になります。

果樹・牛馬等の場合は  
税務署にお尋ねください。

一括償却資産（取得価  
額が10万円以上20万円  
未満のもの）は3年間で  
1/3ずつ均等に償却する  
ことができます。イ＝ロ  
となり二は記載する必  
要ありません。

○収入金額の明細

農産物等の 種類品名等	農産物の棚卸高		家事消費 事業消費 金額	販売金額	作付面積 (飼育 頭羽数)	農産物等の 種類品名等	農産物の棚卸高		家事消費 事業消費 金額	販売金額	作付面積 (飼育 頭羽数)	農産物等の 種類品名等	農産物の棚卸高	
	期 数	金額					期 数	金額					期 数	金額
水稲	47	635,250	52,500											
麦	20	65,956												
田														
畑														
A 小 計	67 a	701,206	52,500	701,206	67				52,500	701,206	67			15,000 円 水稲共済金 1,300
B 小 計														
C 小 計														
A+B+C														

○減価償却費の計算

減価償却資産の 名称 (繰延資産を含 む)	面積 又は 数量	取 得 (成 熟) 年 月	イ 取得 価 額	ロ 償却の基礎 となる金額	償却 方法	耐用 年数	ハ 償却率	ニ 本年 中の 償却 期間	ホ 本年中 の必要 経費 額 (ト×チ)	ト 本年 分の 必要 経費 額 (ホ×チ)	チ 事業 専 用 割合 (%)	リ 本年 分の 必要 経費 額 (ト×チ)	ス 未償却残高 (期末残高)	摘要
本造成物作業場	33㎡	5・5	1,800,000	1,620,000	定額	15	0.066	12	106,920	106,920	100	106,920	231,840	
軽費鉄骨造農小屋	40㎡	11・8	2,200,000	1,980,000	定額	17	0.058	12	114,840	114,840	50	57,420	1,233,430	
軽トララック	1台	16・6	900,000	810,000	定額	4	0.250	12	202,500	202,500	20	40,500	174,375	
普通乗用車	1台	19・5	1,000,000	1,000,000	定額	6	0.167	8	111,333	111,333	20	22,266	888,667	
四輪機	1台	19・3	400,000	360,000	定額	5	0.200	12	60,000	60,000	100	60,000	340,000	
コンバイン	1台	19・8	1,400,000	1,400,000	定額	5	0.200	12	116,666	116,666	100	116,666	1,283,334	
一括償却資産	-	19・	120,000	120,000	-	-	1/3	12	40,000	40,000	-	40,000	80,000	株専機
合計												443,772		

○果樹・牛馬等の育成費用の計算（販売用の牛馬、愛記した牛馬は除きます。）

果樹・牛馬 等の 名称	取得・生産 ・定植等の 年月日	ロ 前年 から の繰 越 額	ハ 育成費用		ト 本年 中に 成 熟 し た もの の 取 得 価 値 額 (イ+ト)	チ 本年 中に 成 熟 し た もの の 取 得 価 値 額 (イ+ト)	ロ、ハ、ホ の金の 額の 計算 方法
			イ 本年 中の 飼 料 ・農 薬 等 の 投 入 費 用	ニ 小 計 (ロ+イ)			
計							

耐用年数は、償却費を計算する  
ための償却率を決定するためのも  
ので、償却できる期間とは異なり  
ますのでご注意ください。

経費算入する最初の年の  
償却期間は使用を開始した  
月によって決まります。

「作付した面積」  
「販売金額」  
「家事消費金額」  
の合計を書いてくだ  
さい。

補助金などの雑  
収入の内訳を書い  
てください。  
なお、減価償却  
資産の購入時の補  
助金は除きます。

- 本年中に取得した資産  
⇒ イ取得価額から上本年分  
の償却費合計を差し引いた  
金額を記入してください。
- 前年以前に取得した資産  
⇒ 前年の未償却残高（イ取  
得価額－前年末までの償却  
費の累計）から上本年分  
の償却費合計を差し引いた  
金額を記入してください。

面積や走行距離などの客観  
的な基準をもとに記入して  
ください。

◎本年中における特殊事情





※特殊な償却資産の計算

a 一括償却

取得金額が10万円以上20万円未満の場合には、D表の耐用年数表の年数にかかわらず、3年間で1/3ずつ均等に償却することができます。他の減価償却資産と同じく、収支内訳書の「減価償却の計算欄」に記入してください。

b 中古資産を取得した場合の耐用年数の求め方

使用可能な年数を適切に見積もって計算します。しかし、見積りができない場合は、下記の式で計算した年数とすることができます。

☆耐用年数の全部を経過したもの 法定耐用年数×0.2

☆耐用年数の一部を経過したもの 法定耐用年数－(経過年数×0.8)

(注意)計算結果が2年未満となった場合には耐用年数は2年とします。また、1年未満の端数は切り捨てとなります。(0.1～2.9は2年となります)

A表 収入となるもの ※ 収支内訳書 裏面を先に仕上げましょう。「〇収入金額の明細」の合計欄①②③からの転記となります。

① 販売金額 ② 家事消費・事業消費 ③ 雑収入 それぞれの金額を記入してください

※ ②の家事消費とは自家用飯米・親戚等への贈答用です。事業消費とは雇用費の現物支給等のことです。

※ 農作業受託の受託費は③の雑収入にあげてください。

B表 必要経費となるもの

⑧ 雇人費 ⑨ 小作料・賃借料 ⑩ 減価償却費(下段参照) ⑪ 利子割引料 ⑬ その他の経費

※ ⑩減価償却費・・・農業用建物、農業用車両などで取得価格が10万円以上で使用可能期間が1年以上の固定資産の償却費

【前ページ減価償却費の計算例 参照】

国などから補助金を受けて購入した場合は、購入価格から補助金相当額を控除した額が取得価格となることがありますのでご注意ください

※ ⑬その他の経費の内訳

イ 租税公課 ロ 種苗費 ハ 素畜費 ニ 肥料費 ホ 飼料費 ヘ 農具費 ト 農薬衛生費 チ 諸材料費 リ 修繕費 ヌ 動力光熱費 ル 作業用衣料費  
ヲ 農業共済掛金 ヲ 荷造運賃手数料 カ 土地改良費 ツ 雑費

イ 租税公課とは固定資産税や自動車税、水利費、農業組合費などです。所得税や住民税、国民健康保険税、交通犯則金などは対象外です。

ヘ 農具費は減価償却の対象外となる農機具等の購入費用です。

リ 修繕費には農機具等の修繕費用です。車検代金も含みます。

ヲ 荷造運賃手数料は出荷の際の梱包費用や運賃、市場に支払う手数料です。売上から差し引かれている場合は、経費計上すると二重計上となりますので、ご注意ください。

カ 土地改良費は土地改良事業の受益者負担金や客土費用で10アール当たり1万円未満は全額経費対象です。

その他費用は、ツ 雑費欄や空欄(ヨ～ン)にご記入ください。

※ 記号番号は、収支内訳書の記号番号です。科目ごとの合計額を内訳書に記入することになります。

C表

収入①②欄の参考

(平成19年産米のJA京都の単価表(単位:円/30kg玄米換算個・平成19年12月現在))

品 種	1等	2等	3等
コシヒカリ	5,900円	5,400円	4,900円
キヌヒカリ・ヒノヒカリ・フクヒカリ	5,400円	4,900円	4,400円
祭り晴・日本晴・どんとこい	5,150円	4,650円	4,150円

※平成19年12月に清算金として加算された400円を含んでいます。

D表 ◆経費⑩欄 参考 主な減価償却費の耐用年数表

種 類	構造・用途	細目	耐用年数
建 物	農業用倉庫	鉄骨造(肉厚3～4ミリ)	倉庫用 24年
		鉄骨造(肉厚3ミリ以下)	倉庫用 17年
		木造・合成樹脂造	倉庫用 15年
	ビニールハウス	金属造 ※基礎なし	10年
車 両	軽トラック		4年
農林業用 償却資産	トラクター	乗用型	8年
	耕うん整地用機具	管理機、ロータリー、代掻機、畝たて機等	5年
	栽培管理用機具	田植機、堆肥散布機、育苗機等	5年
	防除用機具	散布機、噴霧機、土壤消毒機等	5年
	穀類収穫	自脱型コンバイン、刈取機、わら収集機等	5年
	調製用機具	脱穀機、籾摺機、穀物乾燥機等	8年
その他	精米機、保冷库	金属製	10年

E表

経費⑩欄 減価償却資産の償却率表

(注)

平成19年4月1日以降に購入された減価償却資産については、減価償却費の計算方法がそれ以前に購入されたものと異なり、償却率も違うものがありますので下表により確認の上、例に従って計算してください。

耐用年数	～H19.3.31 購入 (定額法償却率)	H19.4.1～ 購入 (定額法償却率)	耐用年数	～H19.3.31 購入 (定額法償却率)	H19.4.1～ 購入 (定額法償却率)
2	0.500	0.500	17	0.058	0.059
3	0.333	0.334	18	0.055	0.056
4	0.250	0.250	19	0.052	0.053
5	0.200	0.200	20	0.050	0.050
6	0.166	0.167	21	0.048	0.048
7	0.142	0.143	22	0.046	0.046
8	0.125	0.125	23	0.044	0.044
9	0.111	0.112	24	0.042	0.042
10	0.100	0.100	25	0.040	0.040
11	0.090	0.091	26	0.039	0.039
12	0.083	0.084	27	0.037	0.038
13	0.076	0.077	28	0.036	0.036
14	0.071	0.072	29	0.035	0.035
15	0.066	0.067	30	0.034	0.034
16	0.062	0.063	31	0.033	0.033

○ 「収支内訳書記入例」(7ページから8ページ)を参考に「収支内訳書(提出用)」(5ページから6ページ)を作成してください。

○ 次の場合は収支内訳書を提出しなくても差し支えありません。

● 家事消費・親戚などへ販売しない米(緑故米)のみの場合 ● 収支計算の結果、農業所得が黒字にならない場合

○ 農業以外の所得があれば、農業所得の赤字をほかの所得と損益通算できる場合があります。

○ 国保税の軽減など、収入や所得により判定される制度の対象となる方は、住民税の申告が別途必要です。

○ 提出は、市役所税務課又は、支所地域総務課総務係まで。

# 青色申告 をしましょう！



## 青色申告制度とは

- 一定の帳簿を備え、毎日の取引を正しく記帳し、その記録に基づいて所得と税額を計算し、申告して納税する制度です。
- 青色申告をすると、税金の面で、数多くの特典が認められており、節税効果も大きいことから、納税者にとっても大変有利な制度となっています。

要件を満たす  
認定農業者または認定就農者で  
青色申告者は、農業者年金保険料の  
国庫補助の対象になります！

### 青色申告の できる人

①事業所得（農業所得）、不動産所得または山林所得のいずれかの所得があり、②一定の帳簿を備えて日々の取引を記帳し、③所轄税務署に「青色申告承認申請書」を提出して承認を受けた人です。

#### ◆青色申告の主な特典(白色申告との比較)

青色申告		白色申告	
申告控除	正規の簿記(複式簿記)により取引を記録 <b>最高65万円</b> <small>※貸借対照表を添付して期限内に申告することが条件</small>	簡易な簿記により取引を記録 <b>最高10万円</b>	なし
専従者給与の必要経費算入	青色事業専従者給与で適正額を全額必要経費に算入できます	事業専従者控除で配偶者は86万円、その他親族は1人50万円まで算入できます	なし
各種引当金の必要経費算入	貸倒引当金、退職給与引当金等の一定額を必要経費に算入できます	なし	なし
純損失の繰越控除	純損失が生じた場合、翌年より3年間、各年の所得より控除できます	原則として繰り越せません(変動所得または被災事業者用資産の損失のみ)	なし
純損失の繰戻し還付	損失額を前年の所得より差し引き、前年の所得税の還付が受けられます	なし	なし
減価償却の特例	特定の資産を所得した場合、特別償却や割増償却、税額控除等ができます	なし	なし
家事関連費の必要経費算入	家賃など家事関連費がある場合は、事業用部分のみ算入できます	50%以上事業用としている場合は算入できます	なし
現金主義による所得計算の特例	不動産、事業所得の合計が300万円以下の場合認められます	なし	なし

申告のメリット 青色申告(複式簿記) > 青色申告(簡易簿記) > 白色申告

正規の簿記(複式簿記)で記帳すれば  
メリットは最大限になります！

# 農業委員会のうごき

## 農業委員会会長賞に輝く 殿田いなか祭り 農産物品評会



▲賞状を手にニコリ

日吉町殿田の「殿田とーくほーる」ほかの会場で、十一月二十五日、第十六回殿田いなか祭り（殿田いなか祭り実行委員会主催、南丹市農業委員会ほか後援）が開催されました。

農産物品評会の部では、中川亀三さん（82）の大根が農業委員会会長賞を受賞しました。

中川さんは、毎年この品評会に大根を出品されており、九月はじめに種をまかれ、丹精込めて育てられてくれました。

中川さんによると、『例年なら長さが四十五センチぐらいのものが、今回は天候のかげんか八〇センチもある見事な大きさに成長した』とのことでした。

## 南丹市農業委員会だより 京都府コンクールで 銀賞受賞

平成十九年中に発行した南丹市農業委員会だより（第四号・第五号）が、第十六回京都府農業委員会広報コンクールにおいて「銀賞」（全体の二位）を受賞しました。昨年の四位から二ランクのアップです。

第四号では産地づくり交付金の概要説明や美山町・田歌地区の農事組合の活動を紹介、また第五号では農地・水・環境保全国上対策の取り組み状況や南丹市立西本梅小学校の食育活動を紹介しています。

内容もさることながら、取材、編集全般において、農業委員が積極的に関わっていることが受賞の決め手となりました。



## 農業者年金に加入しましょう！

総務省の家計調査によれば、世帯主が65歳以上で家族が2人以上の世帯では、1カ月に必要な生活費は約27万円となっています。

老後生活の基礎となる国民年金は、40年加入した場合でも給付月額が6万6千円で、夫婦2人合わせても必要額の半分にしかありません。

そのため、サラリーマンが加入する厚生年金のように、国民年金に上乗せして加入できる制度として「農業者年金」制度があります。

農業者年金は、農業者だけが加入できる制度です。特に、認定農業者や認定就農者など、一定の条件を満たす意欲ある担い手農業者には保険料の手厚い国庫助成があるなどメリットの大きい年金制度です。

### 《加入条件》

- ① 国民年金第1号被保険者
- ② 60歳未満
- ③ 農業に60日以上従事

### 《メリット》

- ① 将来の年金受給に必要な原資を積み立てる積み立て方式の「確定拠出型」なので、少子・高齢化に影響されません。
- ② 毎月の保険料は2万円を基準として最高6万7千円まで自由に決められ、しかも全額所得税の社会保険料控除の対象となります。
- ③ 認定農業者など一定の要件を満たす農業者には、国から最高半額の助成があります。
- ④ 年金は終身年金で、受給者が亡くなるまで給付されます。しかも、もし80歳になる前に亡くなられた場合は、80歳まで受け取れるはずの年金が、死亡一時金として遺族に支払われます。
- ⑤ 納付した保険料は、全額、所得税の社会保険料控除の対象となります。



なんたん

# あっちこっち

とにかく広い南丹市。  
南丹市のあちらこちらでは、その地域ならではの面白く、  
楽しい、また興味深い取り組みがされています。  
そんな南丹市の、**あっちこっち**のできごとを紹介します。



## かやぶき民家用のかや



日本の原風景ともいえるかやぶき民家が多数残る美山町。美山町全体で二百十戸余りのかやぶき民家が残っています。

かやぶきの屋根は、おおむね二十年間隔で葺き替えが行われます。

かやの量の数え方として、四間(約七・二坪)の荒縄でくくったものを「締め」といいますが、「軒の葺き替えに必要なかやの量は、二百から三百締めといわれています。

この時期、刈り取ったかやが乾燥のためまとめて立てられています。このまとまり三つから四つで「締め」になるとのことです。二百から三百ということとは、六百から千二百のまとまりが必要になるといいうことになります。膨大な量です。

現在、美山町内で刈り取られるかやだけでは絶対量は不足しており、全国にかやを求めています。

なお、かや葺き職人は若い意欲ある後継者が育っており、こちらは全国で活躍されています。

(取材・梅津義明委員)



## 編集後記

### 農作物と自然

今日、人々がよく口にする言葉に、「無農薬・減農薬栽培野菜」がある。

家庭で消費する作物は、古来は「無農薬栽培」であり「有機栽培」であった。これで、それぞれの旬に応じ簡単に作れてきた。

しかし今日では、年中栽培できる品種や技術、設備が開発され、旬がなくなってきた。今年、小豆や黒大豆が不作のようにも聞く。

この原因は、行き着くところ、広い意味で「自然破壊」をした人間にあると思う。

人間が「栽培」したものではない「自然」のものは大変強い。

アスパルトやコンクリートを割って芽を出し、成長する大根を見て騒ぐ今日のごろも、おかしな話である。

(会長職務代理 人見保夫)



「朝市」では、旬の、自然のままの農産物が出品されています。生産者の顔も見え、対話が弾み、安心・安全が売りでもあります。写真は、美山町板橋の「美山やまざと市」から。美山やまざと市は毎週日曜日の朝8時から開設されています。